

令和2年度第3回

一宮市都市景観審議会
議事録

一宮市都市景観審議会

次の議案を審議するため、一宮市都市計画審議会が令和3年3月25日午後2時00分、本庁舎14階大会議室に招集された。

記

1. 議題

議題第1号 一宮市景観計画の策定について（諮問）

議題第2号 一宮市屋外広告物条例について

議題第3号 令和3年度の本審議会について

2. 出席委員 14名（内6名リモート参加 ◇印）

今村 洋一、 鶴田 佳子、

太田 義孝、◇川合 規由、◇瀧 佑佳、 富田 隆裕、 森 重幸、 吉田 勝信、

◇宇山 祥子、◇島津 秀典、◇水谷 千恵子、

久保 禎子、◇皆元 洋司、 山田 芳久

3. 欠席委員 0名

4. 傍聴者 0名

[事務局]

まちづくり部主監 堀田 裕久

都市計画課長 勝野 直樹

同都市計画・庶務G専任課長 海田 真宏

同G課長補佐 野々村 貴志

同G主査 永治 武志

同G担当 新海 明穂

公園緑地課長 谷 聖

同緑化G専任課長 浅野 浩司

同G課長補佐 牛田 貴史

同G主査 安江 幸彦

開 会
会 議 顛 末
午後1時57分

(開会のことば)

事 務 局
お待たせいたしました。定刻より少し早いですが、皆さまお集まりのようなので、ただいまより令和2年度第3回一宮市都市景観審議会を開催させていただきます。

本日はご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は14名でございます。今回の審議会は、コロナウイルス感染防止対策として、リモート会議で開催させていただきました。委員の皆様におかれましては、ご多用のところご協力いただきましてありがとうございます。

一宮市都市景観条例第30条第2項の規定により、過半数の委員の出席がございますので、会議は成立しております。また、本日の議事につきましては、運営要領第6条に規定する除斥の対象となる委員はおみえにならないことをご報告させていただきます。

本日の議題は3議題でございます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、円滑な議事進行にご協力いただきたいと思います。また、本審議会はリモート会議での開催となりますので、発言者が明確に分かるように、発言の際には挙手をし、名前を名乗っていただきたいと思います。また、発言の際も、議事進行者の指名を受けた上でお願いしたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、会長からご挨拶とその後の議事進行をお願いいたします。

(会長あいさつ)

会 長
岐阜高専の鶴田でございます。

年度末のお忙しいところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、お手元の資料でございますように3案件でございますので、よろしく願いいたします。

(議事録署名者の決定)

会 長
それでは、会議に入ります前に、議事録署名者について決めさせていただきたいと思います。議席順にお願いしたいと思いますので、吉田委員と宇山委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

よろしく願いします。

(議案の審議)

会 長
それでは、本日の議案の審議に入らせていただきたいと思います。

まず、議題第1号、諮問案件になりますが、一宮市景観計画の策定についてです。事務局、説明をよろしく願いいたします。

事務局

一宮市の景観計画について、担当から説明させていただきます。よろしくお願いたします。

事務局

議題第1の一宮市景観計画の策定について、ご説明いたします。はじめに、本計画の策定スケジュールをご説明いたします。

前回、10月2日に行いました本審議会において景観計画の素案をお示しし、景観計画についてご審議いただきました。その後、スライドの表の上から5段目にあります市民への周知としまして、10月12日からの1か月間、パブリックコメントにより市民の皆様から意見をいただきました。

また、表の一番下の段にありますが、景観法第9条第2項に基づき、都市計画審議会の意見を聞くこととなっておりますので、11月24日開催の一宮市都市計画審議会に本計画を諮問し、意見をいただきました。

本日は、はじめに、パブリックコメントでいただきましたご意見の紹介と、市の考え方を説明いたします。次に都市計画審議会での意見についてご説明いたします。また、いただきましたご意見をもとに、一部景観計画素案から修正した箇所を説明し、景観計画をまとめてまいりたいと考えております。

それでは、パブリックコメントによりいただきました市民の皆様からのご意見と、意見に対する市の考え方を説明いたします。

本日、お配りいたしました修正版の資料1-1が意見の一覧となります。6名の方から12件のご意見をいただきました。本計画に直接影響する内容に関しまして、スライドにてご説明いたします。その他のご意見につきましても、関係部局と情報共有をまいります。

まず、意見2としまして、田園景観ゾーンの景観形成基準に関するご意見として、景観形成基準に対して道路後退距離や圧迫感の程度が個々で異なり、田園景観との調和についても主観が入り、あいまいになってしまうのご意見をいただきました。

その意見に対しまして、市としましては、田園景観ゾーンの中でも、既存集落や田畑の広がる地域等、多様な地域特性がございます。地域特性に合う細かな独自の基準を定める必要がある地区につきましては、景観重点地区の指定を検討し、住民の意見が反映できるよう努めてまいります。

次に意見3・4として、近隣住民への説明・理解に関するご意見として、届出対象行為の事前協議や届出前に近隣住民への説明や理解を得た上で、手続きを進めてはどうかというご意見がありました。

その意見に対して、市としましては、一宮市住宅等に関する指導要綱に景観への配慮の項目を追加し、近隣住民への説明については、景観の事前協議の段階で説明をするよう指導に努めてまいります。本意見を受けまして、届出フローに追記をいたしましたので、後ほど、修正箇所につきましては、まとめてご説明いたします。

続きまして、意見5として、計画期間の設定に関するご意見でございました。景観計画の目指す未来像の達成時期を明確にするため、計画期間を設定すべきのご意見がありました。

その意見に対しまして、市としましては、計画期間の設定については、本計画にも反映してまいります。後ほど修正箇所についてご説明いたします。

次に意見6として、具体的な事業が見えないとのご意見がございました。

その意見に対して、市としましては、具体的な取り組みとして、届出対象行為による届出制度を開始、良好な景観形成を図ってまいります。

次に意見8として、現在の景観を大事にするため、これから建てられる高層ビルや鉄塔等を含む景観を考えるべきである。住民の意見に耳を傾けて、現在の景観を保ってほしいとのご意見がございました。

その意見に対して、市としましては、一定規模以上の建築物や工作物について、届出対象行為による届出制度を開始、良好な景観形成を図ってまいります。

以上、パブリックコメントでの市民からの意見と市の考え方の説明となります。

続きまして、一宮市都市計画審議会においていただきましたご意見について説明いたします。

お手元の資料1-2が都市計画審議会の答申となります。スライドで示しておりますように、2点ご意見をいただいております。

まず1点目として、他の都市計画に関する計画等に鑑みたくて、協働で行う取り組み等、市民と議論する場を増やす検討をされたいという内容でございます。

その意見に対して、市としましては、景観法に基づく景観計画を策定し、景観計画による届出制度をはじめとする新たな景観行政により、良好な景観形成を図る中で、市民、事業者、行政による、協働で行う取り組みを推進し、景観重点地区の指定には、地域住民とワークショップ等の手法で協働の取り組みを進めてまいります。

2点目として、公共施設、空間で、まちなみを誘導していく取り組みを検討されたいという内容でございます。

その意見に対して、市としましては、景観重要公共施設等の制度を活用し、公共の空間からのまちなみ誘導を検討してまいります。

以上2点が、都市計画審議会からのご意見がございました。

このようなご意見をもとに、前回お示しいたしました景観計画素案からの修正点を整理いたしましたので、ご説明いたします。

1点目としまして、先ほどのパブリックコメントの意見としていただきました、近隣住民への説明・理解に関するご意見を受けて、届出フローに追記いたしました。本日お配りいたしました修正版資料1-3の計画案30ページをご覧ください。届出フロー※1の欄になりますが、事前協議書提出の注意書きを修正いたしました。赤枠にありますように、一宮市住宅等に関する指導要綱に該当する事業、集合住宅20戸以上等になりますが、こちらは指導要綱の第5条にあります関係者への周知等により、周辺関係者には説明をしなければならない。指導要綱に該当しない事業に関しても、周辺関係者への説明に努めるものとします、という内容に修正いたしました。

続きまして2点目になります。景観重要公共施設の検討エリアについて、銀座通り沿線のみではなく、一宮駅から本町アーケードや真清田神社一帯を検討してはどうかと、前回の本審議会でご意見をいただいております。計画案52ページをご覧くださいと思います。スライドにもお示ししておりますように、検討区域につきましては、このような形で修正いたしました。

続きまして、前回の審議会において、景観重要建造物・樹木の指定の際に、どのような手続きで指定をしていくのかというご意見をいただきました。そのため手続きフローを追

加いたしました。景観計画案の 48 ページをご覧くださいと思います。景観重要建造物及び景観重要樹木の指定候補につきましては、本市から選定する場合と景観法第 20 条による景観重要建造物の提案、第 29 条による景観重要樹木の提案による所有者からの提案により選定いたします。選定された建造物や樹木の所有者に制度説明を行います。説明において承諾が得られたものにつきましては、資料作成に必要な調査のご相談をさせていただきます。その後、指定に向けて現地調査及び資料の作成を行い、資料については所有者の方に確認、同意を得た上で、審議会に意見聴取を行い、審議会答申に基づいて指定を行う流れとなります。

続きまして進捗管理の具体的な計画について、前回、本審議会においてもご意見をいただいております。また、パブリックコメントでもご意見としていただいておりますので、追加いたしました。本日お配りいたしました修正版資料 1 - 3 の 56 ページをご覧くださいと思います。スライドにも表示いたしておりますが、景観計画としては、計画年次を定めておりませんが、具体的にはどのようなスパンで景観行政を進めていくのかについて、スケジュールを作成いたしました。まず、来年度から届出対象行為の制度が始まります。届出状況による景観誘導の状況を整理してまいります。また、昨年度実施いたしました景観に対する意識調査を概ね 5 年後に実施し、市民の景観に対する意識の変化を確認してまいります。そして 10 年後をめどに、届出状況の整理や意識調査等により、景観施策の効果検証を行い、景観計画の見直しを検討してまいりたいと考えております。

続きまして、本市の景観資源であるのこぎり屋根工場のコラムを住宅景観ゾーンに追加いたしました。計画案の 25 ページをご覧ください。2つの景観軸、5つの景観ゾーンのように、軸やゾーンでは分類されませんが、のこぎり屋根工場は本市の貴重な景観資源でございます。市内に点在し、数としては減少傾向にあります。既存集落内にあるものが多いこともあり、住宅景観ゾーンにコラムを追加いたしました。スライドにもお示ししておりますが、昨年 3 月に登録有形文化財に登録されました木曾川町玉ノ井にあります葛利毛織株式会社ののこぎり屋根工場につきましては、現存するはた織機が動く工場となります。また、竈屋にあります平松毛織株式会社のギャラリー、カフェの写真につきましては、のこぎり屋根工場をリノベーションした事例として、それぞれご了解をいただき、本計画に載せる形となりました。その他、写真やイラストが不鮮明であったり、分かりにくい点等を再度精査し、差し替え等を行いました。

スライドには本計画の表紙と各章の頭のページの例を掲載しておりますが、本計画の表紙には、上段には昭和 9 年、昭和 27 年当時の一宮市の鳥瞰図、下段には平成 27 年に撮影いたしました一宮市の航空写真を載せた表紙といたしました。また、各章の見出しの整理には、一宮市の個別の風景写真を新旧で掲載いたしました。一宮市の昔の風景と今の風景を見ていただき、景観に関心を持っていただけたらという思いから、このような構成といたしました。

以上、本計画を修正いたしまして、景観計画の案といたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がございましたが、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

リモートで参加の方々も、もしございましたら挙手いただけますでしょうか。

委員 2ページ最下段の表の景観はものを指すのみでなくというところですが、一番下の行の内面との係りも重視していくというこの係りは、この字でいいですか。

会長 事務局、ご回答をよろしくお願いいたします。

事務局 かかわりの係という字が違うのではないかとということでもよろしかったでしょうか。

委員 あと、送り仮名もです。

事務局 今調べております。少しお待ちください。

委員 7ページの土地利用現況についてですが、地図があり、工業用地は明地工業団地等のところに青破線と書いてありますが、緑の破線ではないですか。

事務局 そのとおりです。緑の破線の間違いです。

委員 24ページと25ページですが、葛利毛織さんが載っています。同じ写真で少しトリミングしただけのものが右と左に載っていますが、これで良いですか。

事務局 同じ写真をトリミングしただけのようですので、もう一度撮り直し等を行いたいと思います。よろしくお願ひします。

委員 私からは以上です。

会長 ありがとうございます。

事務局 先ほどの係の字についてですが、関わるということで、関係の関にわたるの送り仮名にさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

会長 他にいかがでしょうか。

委員 2点、お話ししたいと思います。1つは、のこぎり屋根工場を追加していただいて、のこぎり屋根工場がありますよということが分かるのですが、それを景観の方針だとか施策でどうするのかということがないと、出したけど、どうなのだろうという気がします。おそらく可能な範囲で保全するということが頭にあると思うのですが、それであれば、全ては保全の対象にならないと思いますので、今後、全数調査等をして、大事なものは景観重要建造物にする等、あるいは登録文化財にしたものもあるということなので、教育委員会になりますが、そちらでも保全の網をかぶせていく等、出すなら本来セットであるべきかなと思います。

あとは、保全だけではなく、より積極的に活用して、景観にとどまらないかもしれませ

んが、地域の活性化に生かしていく。そういったところも最近の景観計画の中では書き込んでいようなどころもありますので、そういう方針を出しても良いのかなと思います。

私も詳しいことは知りませんが、数年前に調べて、市民グループで講座を行うという様な、いろいろな催しをしている方々がいるようですから、正式な調査ではないにしても、そういった成果も活用しながら、今後市民の方々と一緒に保全だとか活用に向かっていくという方針を、コラムという形ですが、せっかくここで出すのであれば、間に合わないかもしれないかもしれませんが、本来であればそういったところまで出すべきかなというのが1点です。

もう1点は、別刷の56ページの施策管理の話ですが、効果検証する。10年をめでに改定というか必要な修正をするということになると思うのですが、届出状況の実態整理と意向調査と書いてあるので、この言葉だけが一人歩きすると、これだけ見て効果検証ということになってしまいかねないので、ここで大事なものは、届出されないもので問題がないとかで、もしそうであれば、届出されていないもので問題が起きたら、それは届出対象にしなければいけないわけですから、書き方を少し工夫していただいて、届出状況の実態整理にとどまらない景観の実態調査というものを、今から10年で出てきたものを中心に見るといったことも忘れずに、効果検証をやっていただきたいと思います。この2点です。

事務局

ありがとうございます。24ページののこぎり屋根の案件につきましては、特徴の方で最後の2行のところのにこぎり屋根の由来等を書いてありますので、これにあわせて、この方針の一番下のところに、保全等を検討していきたいというような文言を書かせていただきたいと考えております。

次に56ページ、届出の意向調査のほうにつきましても、ここを実態調査等にして、できる限りのことで調査するというようなニュアンスの、意向調査から実態調査に変更させていただきたいと思います。以上です。

委員

意向調査を実態調査に変更した時に、今度は意向調査がなくなりませんか。実態だから現場を見に行けばいいで終わってしまうとよくない。それプラス、市民や事業者の方に10年間の景観計画ができてからどうですかというような調査もあわせてやっていくのが大事かと思っておりますので、もう1行追加していただければいいのではないかと思います。

事務局

承知しました。もう1行追加しまして、その旨を書かせていただきます。

委員

どちらかというと、上の実態整理に近くて、それが届出状況のものと、それ以外のものと、両方行うのがいいかなと思います。それを踏まえて景観計画を修正することになるのかなと思います。

事務局

ありがとうございます。そのとおりにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

会長

他にはいかがでしょうか。ご意見、ご質問のある方はございますか。

委員

2点あります。1つは、先ほど、景観形成の施策管理の表を、前回から足されたという

ことですが、パブリックコメントにかけた時の計画書にはこれはなかったということでしたよね。それで、パブコメでもその意見があったので、ここを修正しましたという説明であったと思うのですが、おそらくそれは、こちらで言うと5番だと思いたいますが、そうしますと、期間の設定については、検討してまいりたいと考えておりますという市の回答になっています。これを入れたということは、もう期間を示したと思うのですが、市の回答はこれで合っていますかというのが1つ目です。

もう1つは、資料1-3に追記いただいた黄色の※1です。前段は指導要綱で住民説明をしなければならないと規定されていますので、それに従って、集合住宅20戸以上等、規模の大きなものについては、それに準じて必ず周辺関係者への説明がなされるということだと思っておりますが、それ以降の文章です。指導要綱の基準になってくる建物よりも、景観の届出対象のほうが規模が小さいものが入っていますから、当然漏れてくるものがあるということで、それについても、周辺関係者への説明に努めるものとすると思います。制度上規定がないと思うのですが、どのような方法でどのようにされるのかということ、どこかに書くのか、あるいは内規なのか、ただ書いただけではまずいと思うので、具体的な方策をお示しください。以上2点、お願いします。

事務局 最初の期間の設定につきまして、検討してまいりたいという回答は、検討しましたという回答ではないかということで、よろしいでしょうか。

委員 具体的に、もう既に、計画期間は令和13年までですか、その後改定するとなっているので、これが計画期間を示しているようなものですか。違うのでしょうか。

事務局 そのとおりです。ただ、パブリックコメントをした段階の回答のほうが先にありまして、それを受けて現在、3の表を付け足したということになりますので、このままの回答のかなと思います。

委員 都市マスでも何でも、パブコメにかけて意見が出ました。それに対する市の回答は、こういうふうに計画書を修正しましたというふうを書くのが一般的ですけれども。

委員 タイミングの問題だと思うのですが、パブリックコメントの回答と市の考え方を出すタイミングはいつなのでしょう。それとこの計画の修正案が出てくるタイミングが一緒だったら、修正しましたということになるかなと思います。検討してまいりますだと、残念ながら回答だなと市民の方は思いますので。

事務局 申し訳ありません。パブリックコメントの回答とこの本文は、同時にホームページ等に出す予定ですので、修正いたしましたというふうに書き直しさせていただきます。

2点目の30ページの事前協議の指導はどういうふうにするのかという件につきまして、こちらは事前協議制を取っておりますので、この協議の段階で、住民説明をする旨を指導していきたいと考えております。その辺は事前説明の要旨等を作った時にチェックさせていただきたいと思っております。

委員 景観条例にはその旨を書いていないと思うのですが、それは書かれなくて、口答指導ということになるのですか。

事務局 はい。申し訳ありませんが、景観条例の方は、今回、4月1日の施行がもう決まっておりますので、そこでそういった文をつけることは難しいと考えております。その上で事前協議等の申請書のほうに、その旨を明記させていただいて指導に努めさせていただきたいです。

委員 ということは、事前協議の中で周辺の関係者の方に説明をされるということ、そこに書かれるということですね。

事務局 そのとおりです。

委員 では、ここの議事録に書いていただくということで、確認していきたいと思います。

事務局 よろしく願いいたします。

会長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。
これは諮問案件になっていますので、それでは、ここで採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。
ただいまご指摘のあった点については、回答をいただいたように修正いただくことを前提にして、採決に入らせていただきたいと思います。
議題第1号、一宮市景観計画の策定について、原案のとおり可とする旨答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会長 全員賛成ということになりました。ありがとうございました。
それでは、原案を可とする旨答申することに決定いたします。
続きまして議題第2号、一宮市屋外広告物条例について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第2号議案、一宮市屋外広告物条例についてご説明させていただきます。お手元の資料をご確認ください。
まず、以前の景観審議会までのことをおさらいさせていただきます。
前回、第2回景観審議会で用語の定義や基準の作成等についてご意見をいただき、書面にて皆様にご意見を伺い、会長から異議なしと答申をいただきました。その基準についてですけれども、条例および規則における基準の位置付けを明確にするため、また、より基準を分かりやすくするため、鶴田会長及び今村委員と協議させていただき、基準の修正を行っておりますので、その報告をさせていただきます。

お手元の資料2をご覧ください。こちらが最終的な基準ですが、1枚めくっていただきまして、参考資料1をご覧ください。こちらが前回意見書をいただいた時の基準との見え消し版となっています。参考資料1のグレーの網かけのある部分が追加修正箇所です。

1点目は上のほうの追加分ですが、基準の位置付けを明確にするため、文章を読んでいただきますと、施行に関し必要な基準について規則第38条に基づき定めるものとすると思っておりますが、そこで位置づけをしております。

2点目はネオンサイン等の定義です。こちらは従来その光源を直接視認することができるものというふうにしていたものを、その外観がネオンサインと同等と認められるものに修正しております。ネオンサイン等の文面の下に3.電光ニュース、デジタルサイネージ等の電光表示装置その他を利用する広告という定義がありますが、こちらは動画の表示の基準を定めるもので、ネオンサイン等とは明確に違うものを指しています。ただ、違うものを指しているということが、修正前の表現では分かりづらく、そのため、より明確に分かるように修正を行ったものです。修正点については以上です。

なお、答申いただきました施行規則は参考資料3で添付しておりまして、令和3年3月18日に公布しております。また、条例も令和2年12月21日に公布しておりまして、参考資料2として添付しておりますので、よろしくお願いいたします。

屋外広告物条例については以上でございます。

会 長

ただいまの事務局のご説明につきまして、何かご質問等はございますか。

よろしいですか。それでは、特にご質問、ご意見もないようですので、続きまして議題第3号、令和3年度の本審議会について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

事 務 局

それでは、議題3、令和3年度の審議会について、ご説明させていただきます。スライドでお示ししておりますのが、本市の景観に関する条例、その条例に基づく計画や審議会の関係性をまとめたものでございます。左側が、令和2年度まででございますが、現在の景観に関する条例は、平成7年制定の一宮市都市景観条例で、根拠法令を持たない自主条例となっております。この一宮市都市景観条例に基づき、本審議会において景観計画及び屋外広告物条例の策定に向けて、内容をご審議いただいたものとなります。

来年、令和3年度からは、右側でございますように、景観法に基づく一宮市景観条例を4月1日から施行し、一宮市景観計画や一宮市屋外広告物条例に基づき、新たな景観行政を進めてまいります。本審議会も新たな条例にあわせまして一宮市都市景観審議会から都市が取れまして一宮市景観審議会という名称に変更し、景観及び屋外広告物に関わる必要な事項を調査、審議いただく審議会となります。

それと、市役所の機構再編に伴いまして、景観行政事務が都市計画課から公園緑地課に移行するものでございます。事務局といたしましては、現在の一宮市都市景観審議会委員の皆様は任期は2年で、令和3年5月末までとなっておりますので、4月1日から5月末までの2か月間につきましては、一宮市都市景観審議会委員を、都市を取りまして一宮市景観審議会委員と読み替えていただき、令和3年5月末まで、引き続き新たな審議会の委員としてお願いしたいと存じております。

また、今年度ご審議いただきました一宮市景観計画、一宮市屋外広告物条例につきましては、この新たな審議会として年度始めに追認をいただきまして、来年度スタートさせて

いただきたく存じます。追認の方法につきましては、本日お配りしております書面議決書で、審議会委員の皆様のご可否の意向を提出いただき、議決書の結果をもって採決とさせていただきますと考えております。

以上、議題3の説明となりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

ただいまの事務局のご説明について、何かご質問等がございますでしょうか。よろしいですか。これについては、賛否を問うことになります。

追認の方法についてです。議題第1号、第2号について、追認という手続きを皆様方にお願いしなければならないのですが、その方法について、賛成の方には挙手をいただきたいのですが、お願いできますでしょうか。

(賛成者挙手)

会 長

皆さんに賛成いただいたということで、ありがとうございます。それでは、事務局はそうように手続きを進めてください。

本日の審議事項は以上でございますので、事務局に進行をお返ししたいと思います。ありがとうございます。

(閉会)

事 務 局

ありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、本日は大変お忙しいところ長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、令和2年度第3回都市景観審議会を終わらせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

閉 会

午後2時43分